

令和４年度 東京都入札監視委員会

第２回 第一監視部会

- 日時：令和４年 11 月 29 日（火） 午前 9 時 30 分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎北塔 33 階 特別会議室 N 6

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者の確認
- 3 部会長の選任
- 4 議事進行の説明
- 5 資料の説明
- 6 審議対象事案の説明
- 7 審議
 - (1) 東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2
 - (2) 都庁第一本庁舎(3)改修工事
 - (3) 朝霞浄水場第1高度監視制御設備等改良工事
 - (4) 新宿線レール削正工事
 - (5) 南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事
 - (6) トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(5)
- 8 閉会

令和4年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会

出席者

部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見康夫
委員	弁護士	木下潮音
委員	弁護士	松本はるか

都側職員

財務局 契約調整担当部長	前山琢也
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	高柳睦夫
財務局 経理部 電子調達担当課長	三浦裕之
財務局 経理部 契約第一課長	永島勝明

説明局

財務局 建築保全部 オリンピック・パラリンピック施設整備課長	
	谷井隆
財務局 建築保全部 オリンピック・パラリンピック施設整備課 建築担当課長	
	井上公之

財務局 建築保全部 庁舎整備課長	保 泉 正 雄
財務局 建築保全部 庁舎整備課 建築担当課長	村 岡 恒 典
水道局 経理部 契約課長	弦 卷 俊 一
水道局 浄水部 設備課長	川 越 信 幸
交通局 資産運用部 契約課長	野 澤 正 幸
交通局 建設工務部 保線課長	竹 村 茂
下水道局 経理部 契約課長	星 野 達 彦
下水道局 施設管理部 施設保全課長	川 田 秀 孝
下水道局 森ヶ崎水再生センター所長（事業推進担当課長事務取扱）	岩 出 昌 宏
警視庁 総務部 用度課課長代理（契約調整担当）	杉 田 直 文
警視庁 交通部 交通規制課課長代理（交通規制担当）	林 田 寿 也

令和4年度 東京都入札監視委員会 第2回 第一監視部会 資料一覧

- 1 令和4年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会定例審議対象事案の抽出について (資料1)

2 審議

議案1 (工事件名)

東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2 (議案1)

議案2 (工事件名)

都庁第一本庁舎(3)改修工事 (議案2)

議案3 (工事件名)

朝霞浄水場第1 高度監視制御設備等改良工事 (議案3)

議案4 (工事件名)

新宿線レール削正工事 (議案4)

議案5 (工事件名)

南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事 (議案5)

議案6 (工事件名)

トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約 (5) (議案6)

令和4年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
(2)審議対象事案 令和3年度の10月1日から12月31日までに契約した工事事案
(3)事案抽出方針
ア 高額・高落札率事案
イ 1者入札事案
ウ 低入札価格調査事案
エ 同一事業者による長期継続受注事案
オ 社会的注目事案

2 定例審議対象事案

上記1により、次の6事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限 価格 又は 調査基準 価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	高額・高落札	財務局	財務局	03-00200	一般競争入札	建築工事	建築工事	東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2	2021/10/13	2023/02/28	事前公表	3,406,821	3,134,275	3,385,800	-	99.38	2	2	2	清水建設株式会社			○
2	高額・高落札 1者入札	財務局	財務局	03-00473	一般競争入札	建築工事	建築工事	都庁第一本庁舎(3)改修工事	2021/12/17	2025/03/14	事後公表	821,920	-	803,000	-	97.69	1	1	1	大成建設株式会社	○		
3	高額・高落札 1者入札	水道局	水道局	03-00678	一般競争入札	設備工事	計装装置	朝霞浄水場第1高度監視制御設備等改良工事	2021/11/05	2024/05/28	事後公表	2,261,611	-	2,200,000	2,196,271	97.27	2	2	1	メタウォーター株式会社	○		
4	1者入札 長期受注	交通局	交通局	03-10128	特命随意契約	土木工事	軌道	新宿線レール削正工事	2021/12/09	2022/03/18	事後公表	71,479	-	71,445	73,533	99.95		1	1	日鉄レールウェイテクノス株式会社			
5	1者入札 長期受注	下水道局	下水道局	03-03064	希望制指名競争入札	設備工事	焼却設備	南部汚泥処理プラント混練機械設備補修工事	2021/10/06	2022/03/08	事前公表	81,317	72,217	81,317	-	100.00	1	5	1	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社			
6	長期受注	警視庁	警視庁	03-00235	希望制指名競争入札	土木工事	道路標示塗装	トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(5)	2021/11/08	2022/02/08	非公表	-	-	51,715	-	-	6	10	4	宮川興業株式会社			

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和４年11月29日（火）	議案番号	1
所管部署	東京都財務局		
施工業種	建築工事	等級	A
件名	東京アクアティクスセンター（３）改修工事その２		
場所	東京都江東区辰巳二丁目２番１号		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から令和５年２月28日まで		
契約者	清水建設株式会社		
契約金額	3,385,800,000円		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全２者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全２者 応札２者）
施工状況	施工中

(備考)	
○添付資料	
1	工事概要（案内図含む）
2	工事発注予定表及び入札説明書（入札参加条件）
3	一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
4	一般競争入札参加資格確認委員会議案
5	一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
6	入札経過調書
7	工事請負契約書（表紙）
8	発注経過について

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	03-00200			
業種	業種	0700:建築工事		
	希望受付業種1	0700:建築工事		
	希望受付業種2			
	希望受付業種3			
件名	【電子】東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2			
履行場所	東京都江東区辰巳二丁目2番1号			
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり			
履行期間	契約確定の日の翌日から令和5年2月28日まで			
契約方法	一般競争入札			
予定価格(税込)	3,406,821,000円(消費税率10%)			
発注等級	A			
受付等級	A, B, C, D, E, X, JV			
工事発注規模				
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象			
入札説明会開催日時				
入札説明会開催場所				
公報登載日	令和3年7月2日			
開札予定日時	令和3年8月19日 9時15分			
希望申請期間	令和3年7月9日 9時00分から令和3年7月15日 16時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により申請すること。紙入札により参加を申請する場合は財務局経理部契約第一課。			
希望申請要件1	要件については添付ファイル「入札説明書」のとおり			
希望申請要件2	令和3年第3回都議会定例会付議案件			
希望申請要件3	WTO対象工事			
希望申請要件4	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件5	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件6				
希望備考	別紙「発注予定表 希望備考」のとおり			
担当局部課	財務局経理部契約第一課			
担当者	建築担当			
連絡先	03-5388-2623、内線番号:26-162			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 概要

改修工事

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造

地下1階地上4階建て 延床面積 64,404.68㎡

改修後 延床面積 50,633.73㎡

撤去工事一式

その他工事一式

発注予定表 希望申請要件

希望申請要件4

商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」（いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のものの）の写し及び工事実績書(様式第3号)(ワードファイル)を提出すること。

希望申請要件5

契約確定の日の翌日から令和3年12月31日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。ただし、その期間内に現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、現場施工に着手した場合は、その時点より主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任をしなければならない。なお、現場施工に着手する日を変更する場合は、受発注者間で協議の上、書面において定めること。

発注予定表 希望備考

受付時間は、令和3年7月9日(金)から同月15日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、資格確認申請期間初日は午前9時から。また、最終日は午後4時まで)。紙入札により申請する場合は、令和3年7月9日(金)から同月15日(木)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

発注予定表 発注予定備考

- 調査基準価格は、令和元年10月1日公表分から適用の基準で算定し、予定価格の7.5/10から9.2/10までの範囲で設定する。詳細は別添「調査基準価格及び最低制限価格の算定基準について」のとおり。
- 公表した工事発注規模は、予定価格の修正に伴い変更する場合がある。その場合は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」等に適宜修正後の工事発注規模を記載する。
- 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。
- 図面、積算内訳書等の発注図書等の一部を、案件公表時から公表する。より詳細な発注図書については、資格確認結果通知又は指名通知時に添付する。
- ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。ＩＣカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。
- なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク(電話03-5388-2790)に確認すること。
- 契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得(その2)」「予定価格を事前公表するもの」又は「工事請負等競争入札等参加者心得(その2)」「予定価格を事前公表するもの」をよく確認すること。
- 本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】
- 配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。(詳細は別添「入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出に係る取り扱いについて」のとおり。)
- 本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定による監理技術者の専任義務緩和の取り扱いについては、対象外である。
- 資格確認通知：令和3年7月20日の予定
- 起工部署：財務局建築保全部

入 札 説 明 書

1 競争入札に付する事項

(1) 業 種 建築工事

(2) 工事件名 東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2

(3) 工事場所 江東区辰巳二丁目2番1号

(4) 工事概要

改修工事

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て
延床面積 64,404.68 m²

改修後 延床面積 50,633.73 m²

撤去工事一式

その他工事一式

(5) 工期 契約確定の日の翌日から令和5年2月28日まで

(6) 予定価格 3,406,821,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難しく、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。

(8) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

(9) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。

(10) この工事は、契約締結後に施工方法等についてVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。

(11) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(12) 本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。

(13) この工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条に基づき、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結すると

きは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、3又は4により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 単体企業による申込みの場合

次のアからオまでの全ての条件を満たすこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、入札書提出までの間にいずれかの事項に該当した場合は、入札参加資格を取り消す。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(イ) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

(ロ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等(以下「経営不振の状態」という。)。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

(エ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

(オ) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

イ 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種07の建築工事(以下「建築工事」という。)に登録されていること。

ウ 次の全ての要件を満たす施工実績(平成23年7月1日から令和3年7月15日までの間に、建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。

(ア) 工事種別 新築、増築又は改築

(イ) 構造種別 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数 4 階建て以上

(エ) 延床面積 45,100㎡以上

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの。以下「経審」という。)において、建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

オ 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(2) 建設共同企業体による申込みの場合

次のアからエまでの全ての条件を満たすこと。

ア 2者又は3者による建設共同企業体であること。

イ 建設共同企業体の出資割合について、次の(ア)及び(イ)の条件を満たすこと。

(ア) 1パーセント単位で設定し、出資割合の合計が100パーセントとなること。

(イ) 建設共同企業体の構成員の出資割合のうち、第1順位の構成員については、構成員中最大であること。

また、構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を下回らないこと。

ウ 建設共同企業体の構成員が、(1)ア(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に(1)ア(ア)から(オ)までのいずれかの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

エ 建設共同企業体の構成員が、次の(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。

(ア) (1)イの条件を満たすこと。

(イ) 建設共同企業体の第1順位の構成員が、次のaからcまでの要件を満たすこと。

a (1)ウの条件を満たすこと。

b (1)エの条件を満たすこと。

c (1)オの条件を満たすこと。

(ウ) 建設共同企業体の第2順位の構成員は、経審において、建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。

(エ) 建設共同企業体の第3順位の構成員は、経審において、建築一式の総合評定値が800点以上であること。

(オ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

(カ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

3 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は、(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合は、指名停止等措置要綱別表5の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア 2(1)ウの施工実績又は2(2)エ(イ) aの施工実績を確認できる書類

当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース(以下「コリンズ」という。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本及び契約設計図書等を持参して提示し、その写しを提出すること。

イ 建設共同企業体で申し込む場合は、建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を電子調達システムにより提出すること。

また、第1順位の構成員の令和3・4年度東京都受付票(以下「受付票」という。)に代理人印又は使用印の欄がある場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成し、押印しておくこと。

なお、当該資料を画面印刷し押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認

認する際に提出すること。

- ウ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体として申し込む場合の第1順位の構成員は、エの必要書類とは別に「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について(通知)」(いずれも直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し
- エ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。

(7) 経審の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

(4) 配置予定技術者については、次のとおりとする。

a 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び監理技術者講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に講習を修了したことが分かる書類の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類の写しを提出すること。

b 配置予定技術者については、本契約締結日前まで変更することができる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更することはできない。

なお、配置予定技術者の変更にあたっては、「工事希望票兼予定監理技術者等調書」及びaの書類を提出すること。

c 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

d 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

e 配置予定技術者は、他の工事に配置を予定していないこと。

f 本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印又は署名前の兼務申請書を申請書提出時に添付ファイルにより提出することとし、一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結前までの間においては次の工事主管部署における確認印押印又は署名済みの兼務申請書を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

財務局建築保全部オリンピック・パラリンピック施設整備課

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 第一本庁舎 17階南側

03-5388-2804 内線 27-617

(ウ) 工事实績書(様式第 3 号)(以下「工事实績書」という。)

必ずワードファイルで提出すること。

なお、コリンズに登録されていない工事を記載する場合は、当該工事の契約書の鑑の写し等記載内容を確認できる書類を提出すること。

(エ) 商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」(いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のものの)の写し

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書等は、令和 3 年 7 月 9 日(金)から同月 15 日(木)までの土曜日を除く毎日、午前 8 時から午後 9 時まで(ただし、初日は午前 9 時から、また、最終日は午後 4 時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 令和 3 年 7 月 9 日(金)から同月 15 日(木)まで(最終日は午後 4 時必着)

(イ) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 黒坂

(ウ) 必要書類は、建設共同企業体として申し込む場合、第 1 順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括で提出すること。

ウ (2) アにおいて契約書原本及び契約設計図書等を提示し、その写しを提出する場合には、次により行うこと。

なお、提出に当たっては、次の(イ)の担当へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で持参により提出すること。

(ア) 期間 令和 3 年 7 月 9 日(金)から同月 15 日(木)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第 10 号)第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 15 階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 黒坂 電話 03-5388-2623(ダイヤルイン)

(4) 工事实績書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から令和 3 年 7 月 15 日(木)までの休日を除く毎日、午前 9 時から午

後4時まで

イ 場所 (3)ウ(イ)に同じ。

ウ イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(5) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) あらかじめ1(7)ただし書の承認を受け、この入札に紙入札により参加を申請する者は、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)を提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申込書を提出する際は、3(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。

(3) 申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

なお、申込書等は持参すること。

ア 期間 3(3)ウ(ア)に同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

ウ その他 単体企業として申し込む場合は当該企業の受付票を必ず持参することとし、建設共同企業体として申し込む場合は各構成員の受付票を必ず持参すること。

また、提出に当たっては、建設共同企業体として申し込む場合、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

(4) 工事实績書、申込書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(5) 建設共同企業体協定書、委任状、建設工事共同請負入札参加資格審査申込書及び工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

ア 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地下 一般財団法人東京都弘済会用紙販売所 電話 03-5381-6335(ダイヤルイン)

イ 営業時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) この入札に参加する資格の確認結果は、3(3)ウ(ア)の期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3 (4)アに同じ。

イ 場所 3 (3)ウ(イ)に同じ。

(2) 3 (5)又は4 (6)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者については、通知を受けた日から令和3年8月19日(木)までの間、図面及び仕様書を貸与する。ただし、発注図書の公表を案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

6 入札手続等

(1) 電子調達システムによる入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から令和3年8月18日(水)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 紙入札による入札の日時及び場所等

ア 持参日時 令和3年8月18日(水) 午後4時

イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室

ウ 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限 令和3年8月18日(水) 必着

(イ) 宛先 3 (3)イ(イ)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月19日(木) 午前9時15分

イ 場所 (2)イに同じ。

(4) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(昭和40年8月18日付40財経一発第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(5) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。

(10) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせる。

(11) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる

者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。

(12) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が令和3年第三回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

(13) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等措置要綱別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

(14) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40パーセント(3億6千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は10パーセントを支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により、中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満のときは20パーセント(1億8千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上のときは5パーセントを支払う。

(15) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

7 競争入札参加資格審査

(1) 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、令和3年7月8日(木)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を出し、申請書等又は申込書等の提出時までに審査を完了させ、令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

また、令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札参加を希望する業種に格付されていない者については、令和3年7月8日(木)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時までに当該業種に格付されなければならない。

(2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(令和3年3月31日付特定調達第2872号)第1号及び第2号を参照のこと。

(3) (1)の審査に関する問合せ先 東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当
電話 03-5388-2622(ダイヤルイン)

8 その他

(1) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(2) この契約事務の担当部署 3 (3) ウ (イ) に同じ。

第1回 入札経過調書

	公印照合	押印	文書番号	3 財経一第794号
			契約番号	03-00200
			開札日時	令和 3年 8月19日 9時15分
			開札場所	都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室
			公表区分	事前公表
			予定価格	3,406,821,000円 (税込) 3,097,110,000円 (税抜)
			調査基準価格	3,134,275,320円 (税込) 2,849,341,200円 (税抜)
件名	東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2			
落札者	清水建設株式会社		落札	99.3%
住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		金額	3,385,800,000円
	入札者氏名	入札金額 (税抜)		備 考
1	清水建設株式会社	3,078,000,000円		
2	株式会社大林組	3,091,000,000円		
記事	履行場所 東京都江東区辰巳二丁目2番1号 工事概要 改修工事 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て 延床面積 64,404.68㎡ 改修後 延床面積 50,633.73㎡ 撤去工事一式 その他工事一式 工 期 契約確定の日の翌日から令和 5年 2月28日まで			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである (1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる (単数単価契約の場合を除く。))。

東京アクアティクスセンター(3)改修工事その2
工事の発注経過について

		当初発注	2回目
開札予定日		令和3年6月10日	令和3年8月19日
公表区分		事後	事前
予定価格(税込)		3, 386, 405千円	3, 406, 821千円
希望者／指名者		希望1者	希望2者
入札経過	結果	不調	落札
	1回目	1者応札 ・予定価格超過 (3, 718, 000千円)	2者応札 ・落札(3, 385, 800千円) ・落札率99. 3%
	2回目	1者応札 ・予定価格超過 (3, 564, 000千円)	—
	3回目	1者応札 ・予定価格超過 (3, 400, 100千円)	—
	4回目	1者応札 ・予定価格超過 (3, 399, 000千円)	—
落札者		—	清水建設株式会社

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和4年11月29日（火）	議案番号	2
所管部署	東京都財務局		
施工業種	建築工事	等級	A
件名	都庁第一本庁舎（3）改修工事		
場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から令和7年3月14日まで		
契約者	大成建設株式会社		
契約金額	803,000,000円		

契約方式	一般競争入札（技術実績評価型総合評価方式）
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全1者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全1者 応札1者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）公表事項

都庁第一本庁舎（3）改修工事

1 工事概要

都庁第一本庁舎（鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上48階地下3階建て、延床面積196,755㎡）のうち、床面積8,992.61㎡の設備更新に伴う内装改修ほか

2 契約内容

契約金額 803,000,000円（税込）
受注者 大成建設株式会社
工期 令和4年12月20日 から 令和7年3月14日 まで

3 工事の特徴等

本工事は、日常業務を継続しながら、本庁舎内に仮移転場所を確保し、工事対象個所を順番に本移転又は仮移転させながら工事を行っていくものである。

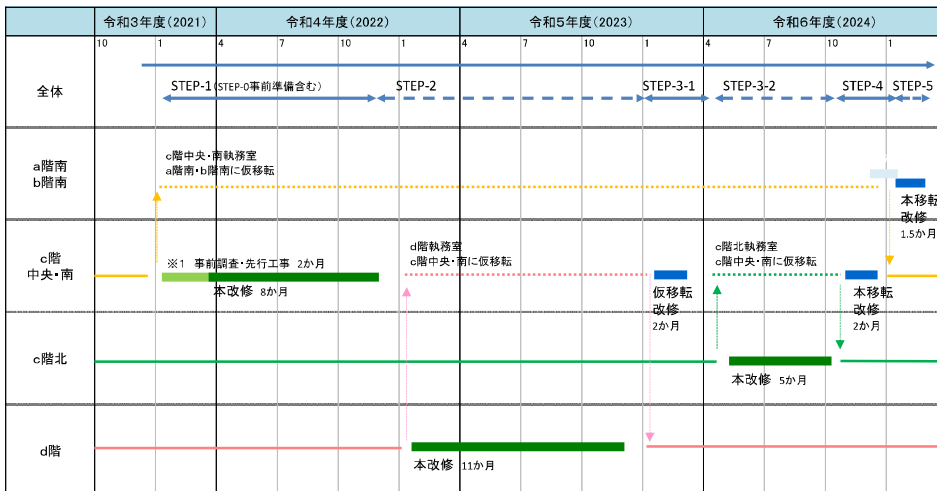
○ 直近フロア等の執務環境を確保

- 騒音・振動等の執務への影響を考慮し、原則として、夜間（22時から翌6時まで）での作業

○ 高いセキュリティ等を確保

- 同一フロア内における工事エリアと執務エリアとの完全分離
- 作業員動線の厳格化

4 工事スケジュール



5 主な工事内容

○ 非構造部材の耐震性能の確保

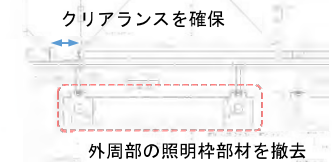
- 天井面積200㎡・高さ6m以上の大空間における耐震天井対応
- 照明器具等吊部材の落下防止対策（特殊デザイン照明枠は再利用）



改修前



改修後



クリアランスを確保

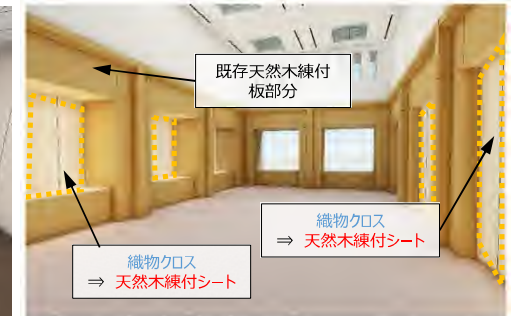
外周部の照明枠部材を撤去

○ 多摩産材等の活用

- 多摩産材等の活用のPRになるエリアとして、応接室などへの整備



織物クロス
⇒ 天然木練付シート



既存天然木練付
板部分

織物クロス
⇒ 天然木練付シート

織物クロス
⇒ 天然木練付シート

○ 建設当時の意匠・色彩等に可能な限り配慮

- デザインカーペット更新・状態がよいカーペットは特殊クリーニングで対応
- 特殊デザイン照明枠は一時取外し・再取付（落下防止対策）

室名	当初仕様	状態	改修内容
大会議室		比較的良好・一部シミあり	特殊クリーニング
ホール		ほつれ、シミあり	同等品に更新（同デザイン）
特別応接室		ほつれ、シミあり	同等品に更新（同デザイン）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年10月25日

東京都知事 小池百合子

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名 都庁第一本庁舎(3)改修工事

(2) 業種、履行場所、概要、履行期間、契約方法、予定価格(税込)、工事発注規模及びその他事項

東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)の入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」のとおりに

(3) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は電子調達システムにより行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号)による。

(4) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された添付ファイル「入札参加条件」に記載のとおりに

3 競争入札参加資格確認申請

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」に記載のとおりに

4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 公告の日から令和3年11月5日(金)までの
東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第
10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く
毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課
担当 黒坂 電話 03-5388-2623(ダイヤルイン)

- (2) 3の結果、この入札に参加する資格があると確認さ
れた者については、一般競争入札参加資格確認結果通
知日から令和3年12月16日(木)までの間、図面及び仕
様書(以下「発注図書」という。)を貸与する。

ただし、発注図書の公表を案件公表時から行ってい
る案件については、案件公表時から貸与するものとす
る。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間

入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通
知日から令和3年12月15日(水)までの土曜日を除く毎
日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後
4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月16日(木)午前9時15分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎南側35階 第1入札室

- (3) 入札に際しては、東京都が定めた〔電子入札用〕工
事請負等競争入札等参加者心得(その1)(平成17年2
月1日付16財経一第2771号。以下「入札心得」という。)
の内容をよく確認すること。

(4) 入札者のうち、本案件の技術実績評価型総合評価方式（試行）公表事項に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を

被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要領（平成14年3月19日付13財経総第1719号）により、契約事務担当者（連絡先：東京都財務局経理部契約第一課 電話 03-5388-2621（ダイヤルイン））に対して苦情を申し立てることができる。

6 その他

(1) 詳細は、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(2) この公告に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(3) この契約事務の担当部署 4(1)イに同じ。

入札参加条件

契 約 番 号	03-00473			
業 種	建築工事			
件 名	都庁第一本庁舎(3)改修工事			
そ の 他 の 事 項	電子入札対象	○	建設リサイクル法対象	○
	低入札価格制度対象	—	ISO9001 試行工事	—
	契約後VE対象	○		
総合評価方式	東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)案件			
形 態	混合入札(単体企業又は2者構成による建設共同企業体)			

本案件の競争入札に参加できる者は、次の資格を満たしていなければならない。

○単体企業による申込みの場合

下記①から④までの条件を全て満たす者であること

- ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種07「建築工事」に格付されていること。
- ② 次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと。
 - (1) 当該業種の格付がA等級の大企業者であること。
 - (2) (都内に東京都と契約する営業所(本店含む。))を有する当該業種の格付がA等級の中小企業者であること。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 次の全ての要件を満たす建物一棟における施工実績(平成23年11月1日から令和3年11月5日までの間に、建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。
 - (1) 工事種別 内部改修(外壁、屋上等の外部改修を除く)
 - (2) 用途種別 行政施設(事務所・庁舎)
 - (3) 構造種別 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (4) 階 数 地上15階建て以上
 - (5) 指定用途の延床面積 50,000㎡以上

【実績確認方法】

上記④の実績が「コリンズ」(一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。以下同じ。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを資格確認申請時に添付すること。コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本及び完了した当該工事の施工内容を確認できる書類(契約設計図書等)を財務局経理部契約第一課(03-5388-2623)に電話連絡の上、資格確認申請期間中に持参して提示し、確認を受けた後、その写しを資格確認申請時に添付すること。

○建設共同企業体による申込みの場合

第1順位構成員
となる者の要件

下記①から④までの条件を全て満たす者であること

- ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種07「建築工事」に格付されていること。
- ② 次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと。
 - (1) 当該業種の格付がA等級の大企業者であること。
 - (2) (都内に東京都と契約する営業所(本店含む。))を有する当該業種の格付がA等級の中小企業者であること。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 次の全ての要件を満たす建物一棟における施工実績(平成23年11月1日から令和3年11月5日までの間に、建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。
 - (1) 工事種別 内部改修(外壁、屋上等の外部改修を除く)
 - (2) 用途種別 行政施設(事務所・庁舎)
 - (3) 構造種別 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (4) 階 数 地上15階建て以上
 - (5) 指定用途の延床面積 50,000㎡以上

【実績確認方法】

上記④の実績が「コリンズ」(一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。以下同じ。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを資格確認申請時に添付すること。

コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本及び完了した当該工事の施工内容を確認できる書類(契約設計図書等)を財務局経理部契約第

	一課 (03-6388-2623) に電話連絡の上、資格確認申請期間中に持参して提示し、確認を受けた後、その写しを資格確認申請時に添付すること。	
第2順位構成員となる者の要件	下記①から③までの条件を全て満たす者であること ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種07「建築工事」に格付されていること。 ② 次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと。 (1) 当該業種の格付がA等級である中小企業者であること。 (2) 23区内に本店を有する当該業種の格付がBからD等級である中小企業者で、以下のいずれかを満たすこと。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1: 53,334千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1: 106,667千円以上 ・当該業種の総完成工事高※1: 320,000千円以上 ③ 当該業種の格付順位が、第1順位構成員より下位であること。	
出資割合	第2順位の者の出資割合については20%を下回ってはならないこと。	
この入札に参加できない者	入札参加禁止中	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者
	指名停止中	東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
	経営不振の状態にある者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。
	排除措置中	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
	落札直後の者	令和3年10月17日から同年11月16日までの間に東京都財務局経理部契約第一課建築担当発注の予定価格9億円未満の工事(以下「他案件」という。)を落札した者
	同一週2案件の申込み	この入札の希望申込期間と同一の期間に他案件への資格確認申請又は希望申込みをしている者
	他案件への入札参加	他案件に資格確認申請又は希望申込みをしており、資格確認結果又は指名結果が未通知である者
		他案件に資格確認申請又は希望申込みをしており、資格確認結果通知又は指名通知を受けてから入札締切までの期間内である者
	同一施工場所での施工中工事	本案件と同一の施工場所で他案件を現在施工中の者。ただし、その履行実績が5割を超える者を除く。
	他業種の格付	業種01「道路舗装工事」、02「橋りょう工事」、03「河川工事」、04「水道施設工事」、05「下水道施設工事」又は06「一般土木工事」のいずれかの格付が、建築工事の格付より2格以上上位の者
留意事項	関係する会社	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)
	本案件の申込みにあたり、適用除外案件※aに入札参加中の者※bは、上記「同一週2案件の申込み」「他案件への入札参加」に該当しない。	
	※a 適用除外案件	入札参加条件に「適用除外事項」のある案件
	※b 入札参加中の者	資格確認申請又は希望申込みをしており、次の①又は②の状態にある者 ①資格確認結果又は指名結果が未通知である者 ②資格確認結果通知又は指名通知を受けてから入札締切までの期間内である者

配置予定技術者	《単体企業及び建設共同企業体の第1順位構成員を含む構成員全者が対象》 【配置予定技術者の条件】 ① 当該工事案件の開札日において他の工事に従事していないこと。 ② 他案件に配置を予定していないこと。 ③ 営業所専任技術者でないこと。(代表者又は代理人を配置予定技術者に指定する場合は、営業所専任技術者の確認できる書類(専任技術者証明書様式第八号等)を添付すること。) 【配置予定技術者に関する提出資料】 次の書類を希望申請時に添付ファイルにより提出すること(これにより難しい場合は、原則、郵送すること(締切日必着))。 <table border="1" data-bbox="475 551 1398 808"> <tr> <td data-bbox="475 551 638 752"> 監理技術者を選任する場合 </td><td data-bbox="638 551 1398 752"> ・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、希望申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し </td></tr> <tr> <td data-bbox="475 752 638 808"> 主任技術者を選任する場合 </td><td data-bbox="638 752 1398 808"> ・希望申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し </td></tr> </table> 【配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に配置予定技術者を変更する場合については、次の書類を原則、郵送により提出し、積算内訳書の確認時まで確認を受けること。 ※ 可能な限り入札締切日までに提出をお願いします。 ※ 積算内訳書の確認時に提出する場合は、事前に財務局経理部契約第一課建築担当に連絡をお願いします。 ただし、低入札価格調査制度対象の案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査時以降、変更することはできないため、注意すること。 (要提出書類) ① 「工事希望票兼予定監理技術者等調書(電子調達システムの「契約制度」よりダウンロード可能)」 ② 監理技術者資格者証の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写し ③ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書(様式4)及び根拠資料：注 ④ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書(様式4)及び根拠資料：注 ⑤ 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書(様式4)及び根拠資料：注 (注：③、④及び⑤の詳細は別添「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」参照) なお、変更後の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることが上記資料で確認できない場合には、配置予定技術者の変更はできないため注意すること。 【主任技術者の兼務】 本件は、主任技術者の兼務をすることができる。 なお、主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印又は署名前の兼務申請書を希望申請時に添付ファイルにより提出することとし、指名時においては確認印押印又は署名済みの申請書を原則、郵送によりできる限り早く提出すること。 ○主任技術者の兼務に関する問合せ先 財務局建築保全部施設整備第一課 新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎 17階南 直通 03-5388-2804 内線 27-617	監理技術者を選任する場合	・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、希望申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し	主任技術者を選任する場合	・希望申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し
監理技術者を選任する場合	・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、希望申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し				
主任技術者を選任する場合	・希望申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し				
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、単体企業による申込みの場合の要件を満たす者が単独で参加すること。その場合は、分担下請予定業者及び連帯保証人について事前に契約第一課の承認を得ること。 なお、事業協同組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の組合員はこの入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。				

建設共同企業体にかかる注意事項 ※2	① 建設共同企業体名は、できるだけ簡略にすること。 ② J V 協定書中の建設共同企業体の所在地は、東京都内にするものとし、復代理人がいる場合は当該復代理人の所在地を入力すること（入力画面では J V 代表者の本店所在地が初期表示されるので、注意すること。）。 ③ 次のア及びイの書類を作成し、記名・押印しておくこと（落札候補者となった場合は、積算内訳書を提出する際に併せて提示すること。）。 ア J V 協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書〔電子入札システムの画面印刷〕 各構成員の代表者印は、実印を使用すること。 イ 委任状（復代理人用）又は使用印鑑届（代表会社の受付票に代理人印又は使用印の欄がある場合のみ） ④ 見積資料表紙の記名については、J V 所在地及び J V 名並びに J V 代表者の所在地、会社名及び代表社名を記載すること。 復代理人を立てている場合は、更に代理人の所在地、会社名及び代理人名を記載すること。
----------------------------------	---

※1 令和3・4年度東京都建設工事等入札参加資格として申請した該当する区分の完成工事の金額を示す。

※2 現在、建設共同企業体で都発注工事を施工中である場合は、構成員が同一とならない建設共同企業体を構成するよう努めること。

入札参加条件に関する問合せ先及び郵送先

〒163-8001
 新宿区西新宿二丁目8番1号
 財務局経理部契約第一課建築担当
 電話 03-5388-2623（直通）

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	03-00473			
業種	業種	0700:建築工事		
	希望受付業種1	0700:建築工事		
	希望受付業種2			
	希望受付業種3			
件名	【電子】都庁第一本庁舎(3)改修工事			
履行場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
概要	都庁第一本庁舎(鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上48階地下3階建て、延床面積196,755㎡)のうち、床面積8,992.61㎡の設備更新に伴う内装改修ほか建築工事一式			
履行期間	契約確定の日の翌日から令和7年3月14日まで			
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)			
予定価格(税込)	事後公表			
発注等級	A			
受付等級	A, JV			
工事発注規模	8億円以上・9億円未満			
その他	契約後VB対象、建設リサイクル法対象			
入札説明会開催日時				
入札説明会開催場所				
公報掲載日				
開札予定日時	令和3年12月16日 9時15分			
希望申請期間	令和3年11月1日 9時00分から令和3年11月5日 16時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により資格確認申請すること。			
希望申請要件1	東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)案件			
希望申請要件2	添付ファイル「入札参加条件」参照			
希望申請要件3	施工困難工事			
希望申請要件4				
希望申請要件5				
希望申請要件6				
希望備考	受付時間は、8時00分から21時00分まで(ただし、資格確認申請期間初日は9時00分から。また、最終日は16時00分まで)			
担当局部課	財務局経理部契約第一課			
担当者	建築担当			
連絡先	03-5388-2623 内線番号:26-162			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 発注予定備考

- 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。
- 本案件は、技術実績評価型総合評価方式(試行)案件なので、添付ファイル「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」をよく参照の上、申し込むこと。
また、総合評価方式の制度が一部改定されたため、「総合評価方式の一部改定・入札時の留意事項」をよく確認すること。
- 必要書類とその提出方法は、別添「資料作成に関するQ&A」を参照のこと。
- 図面、積算内訳書等の発注図書等の一部を、案件公表時から公表する。より詳細な発注図書については、資格確認結果通知又は指名通知時に添付する。
ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。ICカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。
なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク(電話03-5388-2790)に確認すること。
- 契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得(その1)」「予定価格を事前公表しないもの及び委託契約関係」をよく確認すること。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】
- 配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。(詳細は別添「入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出に係る取り扱いについて」のとおり。)
- 本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。
- 本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定による監理技術者の専任義務緩和の取り扱いについては、対象外である。
- 資格確認通知：令和3年11月17日の予定
- 起工部署：財務局建築保全部

建築工事

第1回 入札経過調書

公印照合 押印	文書番号	3 財経一第1812号				
	契約番号	03-00473				
	開札日時	令和 3年12月16日 9時15分				
	開札場所	都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室				
	公表区分	事後公表				
	予定価格	821,920,000円 (税込) 747,200,000円 (税抜)				
	基準価格	751,574,269円 (税込) 683,249,336円 (税抜)				
	特別基準価格	674,343,546円 (税込) 613,039,588円 (税抜)				
件名	都庁第一本庁舎(3)改修工事					
落札者	大成建設株式会社		落札 金額 97.6% 803,000,000円			
住所	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号					
	入札者氏名	入札金額 (税抜)	価格点	技術点	評価値	備考
	大成建設株式会社	730,000,000円	19.6241	16.0000	35.6241	
記事	履行場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 工事概要 都庁第一本庁舎(鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上48階地下3階建て、延床面積196,755㎡)のうち、床面積8,992.61㎡の設備更新に伴う内装改修ほか建築工事一式 工 期 契約確定の日の翌日から令和 7年 3月14日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(単数単価契約の場合を除く。))。

東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名：都庁第一本庁舎（3）改修工事

令和3年10月

東京都財務局

1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）

イ 上記アの根拠資料として、6(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）

エ 「企業の同種工事等の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

オ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

カ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式4）及び根拠資料

キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式5）及び根拠資料

コ 「地域における実績」申告書（様式6）及び根拠資料

サ 「災害協定等の締結の有無」申告書（様式7）及び根拠資料

シ 「環境への配慮実績」申告書（様式11）及び根拠資料

ス 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式12）及び根拠資料

セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式13）及び根拠資料

ソ 「女性活躍推進の実績」申告書（様式14）及び根拠資料

タ 「都内中小企業との共同企業体結成の実績」申告書（様式15）及び根拠資料（競争入札参加希望者が単体の場合は提出不要）

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

- (1) 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13 + 式②×0.87)

「入札価格 ≥ 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

「基準価格 > 入札価格 ≥ 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 30 \times \left[\frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

「特別基準価格 > 入札価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

※ 式①及び式②の上限は30点とする。

※ 最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※ 最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は30点とする。

※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ (1)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

- (2) 基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあつては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.2/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.2/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.2/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 0.5 点を上限とする。

また、技術点の上限は 30 点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)	
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15	
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3	
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3	
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)
	地域における実績	地域における実績点	1	2
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5	
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1

複数の実績を有する場合でも0.5点とする。

6 技術点の評価方法

(1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日^(注)の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：〔工法〕建築一式工、〔工事種別〕改築（大規模）又は修繕（小規模）、〔延床面積〕8,900 m²以上
 類似工事：〔工法〕建築一式工、〔工事種別〕改築（大規模）又は修繕（小規模）、〔延床面積〕4,400 m²以上

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが

確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

（注）「基準日」とは、各四半期の初日（４月１日、７月１日、１０月１日又は１月１日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

（２）「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の５年３か月前の日から起算して５年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に３件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第２位以下は切捨てて小数第１位とする。３件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が 60 点未満のものは、当該総評定点を 0 点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0 件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

競争入札参加希望者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

（３）「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は 2 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間（すなわち前年度を含む過去５か年度）に、優良工事として表彰された実績を 1 件以上有する場合は 2 点、それ以外の場合は 0 点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一 級 技 術 者	3
二 級 技 術 者	2
そ の 他 の 技 術 者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの提出時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に1点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、い

いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が係わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点	配置予定技術者が40歳以下又は女性の場合の実績点
監理技術者（同種工事）	3	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1	2
監理技術者（類似工事）	1.5	2.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5	1.5
な し	0	1

同種工事及び類似工事は、6 (1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）、生年月日が証明できる資料（健康保険証等）及び女性であることを証明する資料（健康保険証等）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合は3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80 点 以 上	3
75 点 以 上 80 点 未 満	2
75 点 未 満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は－3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは－3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ り	－3
な し	0

算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評価通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：新宿区
隣接する区市町村：千代田区、港区、文京区、渋谷区、中野区、豊島区

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評価通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化

化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11)「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加算対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無		東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
あ	り	0.5
な	し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無		女性活躍推進の実績点
あ	り	0.5
な	し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14) 「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は1点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との 共同企業体結成の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

- (15) 技術点は、7 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加希望者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に競争入札参加希望者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成 14 年 3 月 19 日付 13 財経総第 1719 号）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類 授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事等表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
住宅政策本部	賞状	本部長	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱
	感謝状	都営住宅経営部長	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈呈要綱
	感謝状	所長	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良工事等公表要綱
	賞状	所長	建設局事務所長優良工事等公表要綱
	賞状	局長	建設局災害復旧等功労者公表要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良工事等公表要綱
		部長、所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記表彰制度により表彰されたものとみなす。

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

対象期間一覧表(令和3年度)

令和3年度の 公表開始日	令和3年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			過去の工事成績評価	1	平成28年 1月1日から令和2年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 1月1日から令和2年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成30年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		地域における実績		6	平成30年 1月1日から令和2年12月31日まで
		単価契約工事又は緊急施工作業の実績		8	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14	
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
			過去の工事成績評価	1	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成30年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		地域における実績		6	平成30年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		単価契約工事又は緊急施工作業の実績		8	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14	
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			過去の工事成績評価	1	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成30年10月1日から令和3年 9月30日まで
		地域における実績		6	平成30年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		単価契約工事又は緊急施工作業の実績		8	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14	
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
			過去の工事成績評価	1	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
			優良工事の実績	4	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成31年 1月1日から令和3年12月31日まで
		地域における実績		6	平成30年10月1日から令和3年 9月30日まで
		単価契約工事又は緊急施工作業の実績		8	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14	

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。